

主な改定箇所《2020年度障害馬術競技会規程》

第3章 障害物

第208条 障害物－概略

5. 六段障害飛越競技、ピュイッサンス競技、パワーアンドスキル競技を除いては、いかなる場合も障害物の高さが1.70mを超えてはならない。幅障害は2.00mを超えるものであってはならないが、例外としてトリプルバー（三段横木）の最大幅は2.20mとする。この制限は1回あるいは数回のジャンプオフにも適用する。水濠障害の奥行は、踏切部分を含めて4.00mを超えてはならない。

第239条 基準C

1. 基準Cでの過失は秒数に換算されて走行に要した時間に加算されるか、あるいは失権となる。
2. 基準Cにおける減点

過失	減点
(i) 飛越中の障害物落下、馬の四肢あるいはそれ以上の肢が水濠障害で着水、もしくは着地側で水濠の限界を示す着地板を踏んだ場合	アウトドア競技では4秒（二段階走行競技の第二段階目、ノックアウト競技、基準Cで行われるジャンプオフでは3秒）； インドア競技では <u>3秒</u>
(ii) 1回目の不従順	なし
(iii) 落下および／または障害物の移動を伴う1回目の不従順	6秒のタイム修正
(iv) 2回目の不従順、もしくは第241条に定める他の違反	失権
(v) すべての競技において選手の <u>落馬または人馬転倒</u>	失権

第256条 服装、保護用ヘッドギア、敬礼

1. 服装

- 1.1.1 円盤部分に刻み目あるいはのこぎり状のエッジがある輪拍は、障害馬術競技会場内のいかなる場所でも使用が許可されない；表面が滑らかで均一な輪拍は認められる。

第257条 馬装

※ 第257条2.4～2.5に定められている後肢ブーツについての条項は、2021年4月1日付けで施行されます。2020年度については周知期間とし、失権とはなりません。(詳細は第257条2.6および2.9参照)

2. 4 すべてのヤングホース（5歳、6歳、7歳、8歳馬）について：(JEF)

競技では後肢ブーツに関して以下の基準を遵守しなければならない：

内側にのみ保護用パーツがある後肢ブーツが許可される唯一の後肢用ブーツである。ブーツは内側の長さを最大16cmとする；留め具の幅は少なくとも5cmなければならない。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツつき後肢ブーツについては、保護パーツが柔らかくしなやかな素材でできている場合に限り認められる。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツは、ブーツの長さ測定対象には含まれない（写真についてはFEIウェブサイト上のFEI障害馬術スチュワードマニュアルを参照）。(JEF)

ブーツの丸みを帯びた保護用パーツは、球節内側を覆うように装着しなければならない。

ブーツの内側は滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあってはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキンの内張りは認められる。

伸縮性のないマジックテープのみ認められる；フック、バックル、クリップ、その他の留め具は使用できない；

他の装備をブーツに付けたり埋め込むことはできない。

フェットロックリングは適切に調整されており、馬の肢に装着する装備重量合計が500グラムを超えないことを条件に、保護目的での使用が認められる（第257条2.3参照）。繋ぎあては使用できない。

2. 5 主催および公認競技会においては、以下の記述に合致する後肢ブーツのみ使用できる：

2. 5. 1 第257条2.4に記載のブーツ。

2. 5. 2 内側にのみ保護機能があるブーツ、および内側と外側に保護機能があるブーツ、即ち球節の背部を包み込むダブルシェル・ブーツは以下の基準を満たすことを条件に許可される：

ブーツの長さは最も長い部分（長さの正しい測定方法の指示についてはFEI障害馬術スチュワードマニュアルを参照）が20cm以内であること。

ブーツの丸みを帯びた保護機能のあるパーツで球節を包むように装着しなければならない（片側にのみ保護機能のあるブーツについては、保護用パーツが球節の内側を覆うように装着しなければならない）。

ブーツの内側は滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあってはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキンの内張りは認められる。

ブーツにつけられる留め具は2ヶ所までとする。次のような留め具のみ許可される：

<p><u>マジックテープタイプの留め具：</u></p> <ul style="list-style-type: none">- <u>ストラップは以下の通りであること：</u><ul style="list-style-type: none">・ <u>マジックテープあるいはマジックテープタイプの留め具つき</u>・ <u>ストラップが2ヶ所ある場合は2.5cm以上の幅、あるいは</u>・ <u>ストラップが1ヶ所の場合5cm以上の幅</u>- <u>球節内側部分にのみ保護機能のあるブーツについては、ストラップは伸縮性があってもなくてもよい</u>- <u>ダブルシェル・ブーツではストラップは伸縮性がなければならない</u>	
<p><u>スタッドタイプの留め具：</u></p> <ul style="list-style-type: none">- <u>ストラップは以下の通りであること：</u><ul style="list-style-type: none">・ <u>伸縮性のある素材である</u>・ <u>2.5cm以上の幅がある</u>・ <u>ブーツのスタッドにはまる穴がある</u>	
<p><u>ホックタイプの留め具：</u></p> <ul style="list-style-type: none">- <u>ストラップは以下の通りであること：</u><ul style="list-style-type: none">・ <u>伸縮性のある素材である</u>・ <u>2.5cm以上の幅がある</u>・ <u>ブーツの「カギホック」受け手にはまるホックがある</u>	

留め具はすべて一方向の使用であること、即ちブーツの片側から出ている留め具が直接、もう片方の端へと装着されるものであり、ブーツ全体を巻き上げるものであってはならない；留め具自体が折返し式のものとは許可されない。

ブーツ自体になんらかの部品を付けたり、あるいは挿入してはならない。

フェットロックリングは適切に調整されており、馬の肢に装着する装備重量合計が500グラムを超えないことを条件に（第257条2.3参照）、保護目的で使用できる。繋ぎあては使用できない。

- 2. 6 2021年4月1日付けで施行；主催および公認競技会では、第257条2.4と第257条2.5に記載された後肢ブーツのみ使用できる。（JEF）
- 2. 7 馬の目を覆うプラスチック製シールド（すなわち馬用メガネあるいはサングラス）は禁止である。
- 2. 8 舌紐の使用は禁止である。舌押さえの使用については獣医規程第1024条を参照のこと。
- 2. 9 競技アリーナで第257条2.1～第257条2.8のいずれかの条項遵守を怠った場合は失権となる（第241条3.21参照）。（JEF）

第273条 2回走行競技

- 1. この競技は同じ速度で2つのコースを使用して行うが、コース構成や障害物の数、障害物の大きさは同一でも異なるものでもよい。各選手は同一馬で出場しなければならない。第1ラウンドで失権、あるいは棄権した選手は第2ラウンドに参加できず、順位対象とならない場合がある。
- 2. 選手全員が第1ラウンドに出場しなければならない。実施要項に定められた条件により、以下の選手が第2ラウンドに進める：
 - 2. 1 選手全員；あるいは
 - 2. 2 第1ラウンドでの順位（実施要項に定める条件に従い減点とタイム、または減点のみを採用）に従い、限定数の選手（選手割合あるいは設定人数とするが、いずれの場合も25%以上）が第2ラウンドに進む；第2ラウンドに進める確実な選手割合あるいは人数を実施要項に記載するものとする。
- 2. 2. 1 第1ラウンドがタイムレースでない場合は、実施要項に記載がなくても、第1位で同減点の選手および予選通過の最終順位で同減点の選手は全員が第2ラウンドへ進む。
- 2. 2. 2 第1ラウンドがタイムレースの場合、組織委員会は次のオプションから選択できる（組織委員会はいずれを採用するか、実施要項に記載しなければならない）；
 - (i) 第1ラウンドの減点とタイムに基づき、選手の25%以上か設定人数（正確な選手割合あるいは人数は実施要項に記載される）が第2ラウンドに進む；または、
 - (ii) 第1ラウンドの減点とタイムに基づき、選手の25%以上か設定人数（正確

な選手割合あるいは人数は実施要項に記載される) が第2ラウンドに進む; いかなる場合も第1ラウンドで減点なしの選手は全員が第2ラウンドに出場する。